

説明会では、たくさんの御意見・御質問を頂きました

関係権利者説明会では、本市からの説明の後、出席者の皆様から御意見・御質問を頂きました。

限られた時間でより多くの御意見等を頂くために、出席者の皆様に紙に御意見等を書いていただきました。その紙を集め、会場の前方に設置されたボードに貼り、整理しました。整理した御意見等の内容を出席者の皆様に紹介し、御質問に対しては本市から回答を行いました。



■関係権利者説明会での意見紹介の様子
(7月27日(水)：右京区役所大会議室)

皆様からは、次のような**道路整備に対する期待や不安の御意見や、整備内容や時期などに関する様々な御質問**を多数頂きました。

- 買収や補償の基準はどのようになっているのか？
- 今後の生活設計のため、早く整備を進めてほしい。
- 移転先が心配である。
- 道路整備の具体的なスケジュールが知りたい。
- 道路の車線数や歩道の幅員は？

など

引き続き、今年度は次のような取組を行っていきます

都市計画道路 御池通、梅津太秦線の整備に係る関係権利者の皆様を対象として、道路整備の考え方を十分に御説明するとともに、道路整備に対する御意向をお聴きしたいと考えています。

① 関係権利者の皆様を対象とした説明会の開催（11月下旬予定）

- 道路整備の手法について
- 道路整備における補償の基本的内容について
- 関係権利者意向調査の実施について

など

※内容は一部変更する場合があります。

② 関係権利者の皆様を対象とした関係権利者意向調査の実施（12月下旬予定）

関係権利者の皆様を対象にアンケート調査を行います。整備に対する御意見や御要望、御不安など、整備に関する率直な思いをお聴かせ願えればと考えています。

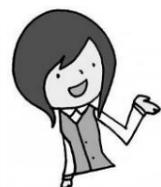
都市計画道路 御池通、梅津太秦線の関係権利者の皆様には、引き続き説明会への御参加、意向調査への御協力のほど、よろしくお願いいたします。

お問い合わせは、下記までお願いいたします。

京都市 建設局 都市整備部 市街地整備課（担当 榮(さかえ), 西條(さいじょう)）

電話 075-213-3537 FAX 075-213-3586

e-mail sigaichiseibi@city.kyoto.jp



太秦天神川駅西部地域

まちづくりニュース



平成23年11月発行

発行：京都市 建設局
都市整備部 市街地整備課

都市計画道路 御池通、梅津太秦線の整備に向けて

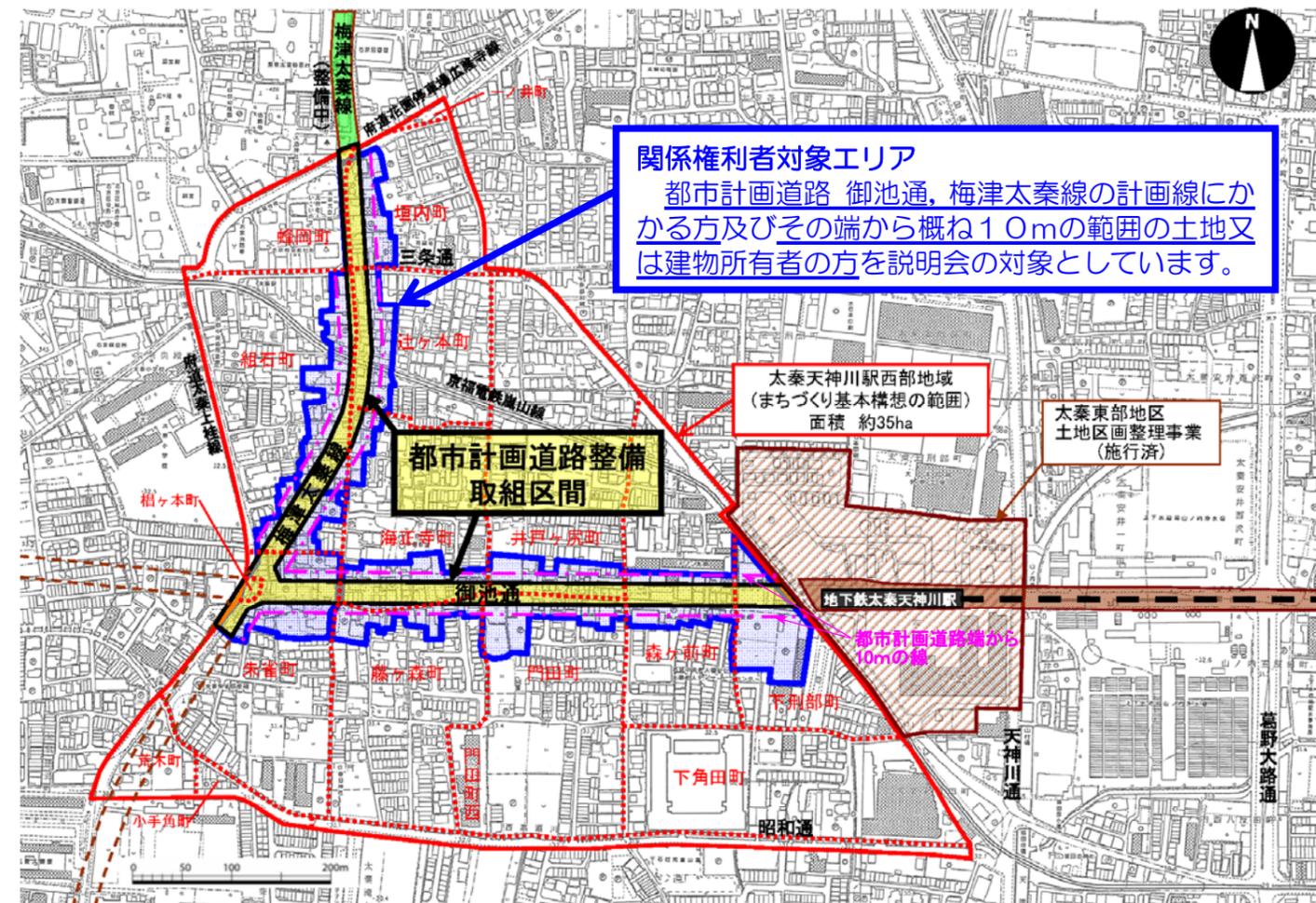
関係権利者説明会を開催しました

平成23年7月20日(水)、26日(火)、27日(水)の3日間にわたり、都市計画道路 御池通、梅津太秦線の関係権利者の方々を対象として「都市計画道路 御池通、梅津太秦線の整備にかかる関係権利者説明会」を開催し、およそ200名の御参加をいただきました。

本説明会では、都市計画道路 御池通、梅津太秦線の整備に向けて、**整備の必要性や取組方針、整備の手法や整備に向けた今後の取組などについて、説明させていただきました。**



■関係権利者説明会の様子
(7月27日(水)：右京区役所大会議室)



関係権利者説明会では、次のような内容を説明しました

1. 整備の必要性と取組方針

★整備の必要性

《本市における御池通、梅津太秦線整備の必要性》

理由として

- 北側から整備中の梅津太秦線，東側から三条通まで整備済の御池通，これらの延伸による幹線道路網の形成
⇒交通の円滑化
- 三条通，府道太秦上桂線，昭和通の通過交通の排除
⇒日常生活の安全性の向上
- 災害時の避難路や防火帯としての役割
⇒防災性の向上

《まちづくり基本構想(平成 21 年度)での位置づけ》

優先的に整備すべき課題として

- 三条通及び府道太秦上桂線の安全性の確保と地域内への通過交通の排除
- 交通の円滑化による地域全体の利便性向上に加え，災害時の避難路や防火帯として地域の防災性・安全性を高める役割を担う重要な道路



★整備に向けた取組方針

計画段階から情報を共有し，市民と行政との対話による整備を進めます

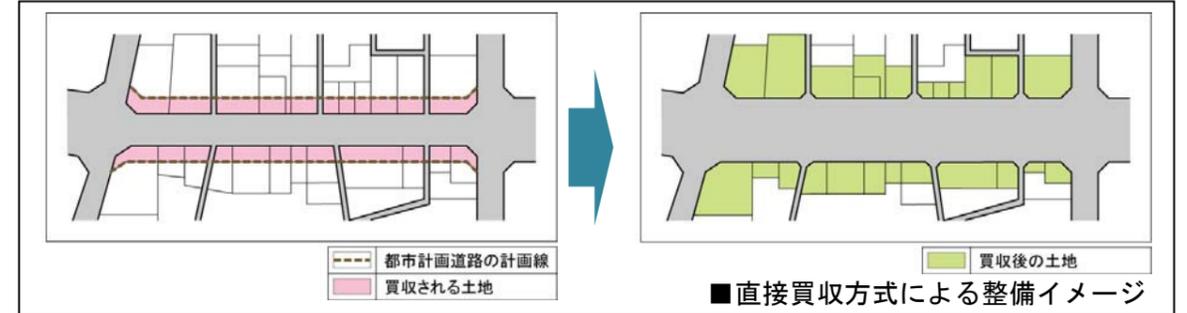
都市計画道路 御池通，梅津太秦線の整備に係る関係権利者の方々を対象として，**整備に対する考え方を十分に御説明するとともに，関係権利者の方々の御意向をお聞きし，対話を重ねながら整備手法や計画を検討していきたいと考えています。**

そして，検討した整備手法や計画について御理解を得ながら，整備を進めていきたいと考えています。

2. 都市計画道路の整備手法

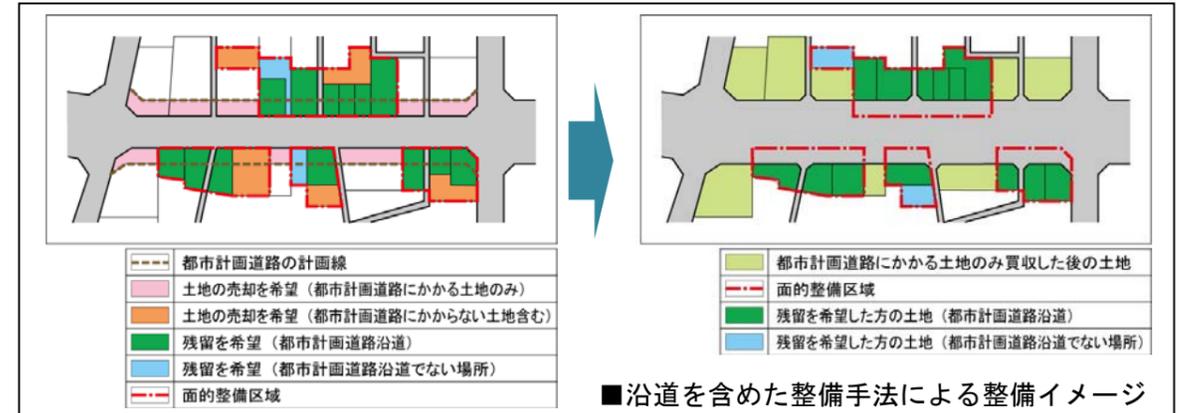
直接買収方式(街路事業)

- 都市計画道路の区域内の用地を買収して整備を行う手法です。



沿道も含めた整備手法(沿道整備街路事業)

- 沿道との土地の入替えを検討し，権利者の同意が得られれば，区画整理の手法を活用した土地の入れ替えにより用地整理を行う手法です。



3. 整備に向けた今後の取組 <道路開通までの流れ>

整備手法の検討～合意形成

- ①関係権利者の皆様の御意向をお聞きし，整備手法を検討します。
- ②関係権利者の皆様と協議を続けながら，最適な整備手法を検討します。
- ③対話を繰り返しながら，合意形成を図ります。

整備に向けた具体的な検討，手続

- ①決定した整備手法に合わせて詳細な計画・設計を行い，事業全体の計画を立案します。
- ②関係行政機関との協議を進め，事業認可手続を行います。

事業認可(事業着手)

事業実施

- ①道路の整備に必要な用地を取得します。
- ②車道・歩道の形状や構造，歩道空間，植栽，街路灯等の道路の詳細な設計を行います。
- ③工事を実施します。
- ④道路の供用開始に向けた手続を行います。

道路の供用開始(道路開通)